

特別徴収 指定番号	No.
この指定番号を納入書、異動届等に必ず記入してください。	

指 定 金融機関	足利銀行 馬頭支店
-------------	-----------

令和 7 年度

特別徴収のしおり

— 特別徴収事務についての問い合わせは —

那 珂 川 町 税 務 課

〒324-0692

栃木県那須郡那珂川町馬頭 5 5 5 番地

電話 0 2 8 7 (9 2) 1 1 2 0

町民税・県民税、特別徴収事務取扱いについて

町民税・県民税の特別徴収事務につきましては、関係各位の多大なるご理解と、ご協力によりまして順調に進んでおりますことを深く感謝いたしております。

今年度もまた、新たに特別徴収義務者に指定された方もありますので、次に特別徴収の方法や手続き等について説明いたします。よくご覧になってご協力くださいますようお願いいたします。

1. 特別徴収義務者とは

給与の支払いをする際、所得税を徴収して納付する義務があるもので、地方税法の規定によって指定された者をいいます。

2. 町・県民税を特別徴収される人

令和7年1月1日現在 那珂川町 に住所を有し、令和6年中に給与の支払いを受け、かつ令和7年4月1日現在において給与の支払いを受けている人、及び令和6年中に退職所得の支払いを受けた人。

3. 納税義務のない人

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人。
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人。
- (3) 前年中の合計所得金額が28万円×(同一生計配偶者＋扶養親族＋1)＋10万円＋(同一生計配偶者、扶養親族を有する場合は17万円) 以下の人。

4. 徴収及び納入について

毎月、給与を支払う時に特別徴収税額通知書の「納付額」欄に記載された金額を納税者より徴収して、翌月10日までに納入書に必要事項を記載し、指定金融機関に納入してください。

納期限（翌月10日）までに完納しない場合は、法律の定めるところにより延滞金を納入しなければならないとともに滞納処分を受けることになります。

なお、督促状が発せられてから納入した場合は督促手数料を納入しなければなりません。

5. 納税者の退職転勤等について

納税者が年途中で退職又は転勤し徴収できなくなったときはその月まで徴収し翌月10日までに「給与支払報告及び特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の各欄に記載して提出してください。

※年途中で退職した場合の徴収方法については下記のとおりとなります。

- (1) その納税者が新しい会社に再就職し、引き続き特別徴収されることを申し出た場合は、「給与支払報告及び特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の特別徴収継続の場合欄に所要事項を記載してください。
- (2) その年の12月31日までに退職した人でまだ徴収されていない残りの税額を退職手当などからまとめて徴収されることを申し出た場合は、一括徴収になります。
- (3) 翌年の1月1日以降4月30日までに退職した人で(1)に該当しない人の場合は本人の申し出がなくても給与又は退職金から残りの住民税の額を一括徴収することになります。

6. 退職手当を支給するとき

退職手当を支払われる場合、税額を算出し納入書裏面の納入申告書に記載のうえ納入してください。税額の算出に際し、不明な点がございましたら、別途ご連絡を頂ければ、「退職所得に係る住民税の特別徴収の手引き」を送付いたしますので、ご参照ください。

7. 徴収税額の変更通知について

既に通知した税額を変更する必要があるときは特別徴収税額の変更通知書を送付しますので変更された金額にて徴収してください。

8. 特別徴収税額差引簿の処理について

退職・転勤・税額の変更等が生じた場合は記録し、間違いのないよう整理してください。

9. 納税者への税額通知書等の交付

送付します納税者への税額通知書等はすみやかに各納税者に交付してください。なお、退職等により交付出来ない人がある場合は「給与支払報告及び特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」をつけて返送してください。

①郵便局指定通知書

郵便局を利用される場合は、当町の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用される郵便局名を記載のうえ、当初納入される際にその郵便局に提出してください。

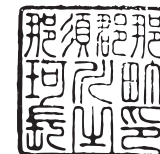
なお、指定通知書を提出した場合は、次葉の「郵便官署指定通知書の提出について」を当町あてお送りください。

(郵便局名)

令和 年 月 日

郵便局長様

栃木県那須郡那珂川町長 福島 泰 夫



郵便局指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当町の町民税及び県民税特別徴収税額の納入取扱局に指定しましたので、ご通知します。

口座番号	00140-1-961132
加入者名	那珂川町会計管理者
取りまとめ局	東京貯金事務センター

那珂川町長様

令和 年 月 日

特別徴収義務者 所在地	
名称印	印
指定番号第	号

郵便官署指定通知書の提出について

次の郵便局を町・県民税特別徴収税額の納入取扱局として指定通知書を提出しましたので通知します。

所在地	
名称	郵便局

(記載例)

令和 7 年度 町民税・県民税特別徴収税額差引簿

異動月日	異動者氏名	異 動 事 由	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分	1 月 分	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分
5月9日	日本太郎 外 9 名	特別徴収税額 通知書による	99,100	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400
6月6日	山田一郎 外 名	転勤による	△8,700	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600
10月24日	小林花子 外 名	退職により 一括徴収					42,700	△6,100	△6,100	△6,100	△6,100	△6,100	△6,100	△6,100
12月5日	鈴木一男 外 名	所得更正による							1,000	900	900	900	900	900
月 日	外 名													
月 日	外 名													
月 日	外 名													
月 日	外 名													
月 日	外 名													
月 日	外 名													
月 日	外 名													
月 日	外 名													
合 計			90,400	90,800	90,800	90,800	133,500	84,700	85,700	85,600	85,600	85,600	85,600	85,600
納 入 月 日			7月10日	8月12日	9月10日	10月10日	11月10日	12月10日	1月13日	2月10日	3月10日	4月10日	5月11日	6月10日

100

[illegible]

◎異動届出書の記入の仕方（記載例：退職による一括徴収の場合）

異動者の氏名とフリガナを記入してください。

特別徴収税額通知書に記入されている受給者番号を記入してください。

令和7年1月1日現在の住所を記入してください。

退職時の住所が変わっているとき、又は退職後の住所が変わるときは、その新しい住所を記入してください。

転勤により新勤務先で特別徴収を継続する場合には、新勤務先を記入してください。

税額通知書の個人明細に記入されている「年税額」を記入してください。

一括徴収する場合は該当する番号を記入するとともに、右の「徴収予定月日」及び「徴収予定額」欄に所要事項を記入してください。

普通徴収の場合には該当する番号を記入してください。
後日、未徴収税額分の納入通知書をご本人あてに送付します。

給与支払報告
特別徴収

にかかると
給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※年度

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

令和7年12月3日

那珂川町長様

給与支払者
(特別徴収義務者)

所在地
〒321-0543
〇〇市〇〇町1-100
フリガナ
コウノショウジ

氏名又は名称
甲野商事株式会社

個人番号又は法人番号
1234567890123

※個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

担当
所
連
氏
当
絡
者
先
電
話

所属
人事給与係

氏名
甲野 花子

電話
1111-11-1111
内線 (123)

氏名
フリガナ
オツノ イチロウ
乙野 一郎

生年月日
H 1 年 11 月 1 日

個人番号
234567890123

受給者番号
1月1日現在の住所
那珂川町〇〇〇2-200

異動後の住所
那珂川町〇〇〇3-300

(ア) 特別徴収税額
(年税額)
72,800 円

(イ) 徴収済額
6 月から 11 月まで
30,800 円

(ウ) 未徴収税額
(ア)-(イ)
42,000 円

異動年月日
令和7年 11 月 28 日

異動の事由
1. 退職・長期欠勤
2. 転任・退職
3. 死亡
4. 支払少額・不都合
5. 合併・解散
6. その他
7. 事由・理由

異動後の未徴収税額の徴収方法
2. 一括徴収
(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否
(新規の場合のみ記載)

1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

左記の一括徴収した税額は、 12 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

徴収予定月日
12 月 25 日

徴収予定額
(上記(ウ)と同額)
42,000 円

3. 普通徴収の場合

※市町村記入欄

ご注意

1. 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

2. ※印の欄は、記載しないでください。

特別徴収税額通知書に記入されている指定番号・宛名番号を必ず記入してください。

この届出について対応される方の連絡先を記入してください。

異動後の徴収方法で該当する番号を記入してください。

特別徴収することができなくなった事由の該当番号を記入してください。
なお、その他に該当する場合は、事由を記入してください。

異動の日付を記入してください。

徴収できなくなった月及び未徴収税額の合計額を記入してください。

徴収した月及び徴収税額の合計額を記入してください。

一括徴収の場合には、何月分で納入するか必ず記入してください。

一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記入してください。

令和 8 年度給与支払報告書にかかる
給与所得者異動届は

4月10日までに

ご提出ください。

※ この届は令和 7 年 5 月 15 日以降給与の支払いを受けなくなった者及び令和 8 年 1 月 1 日現在にて報告された者のうち令和 8 年 4 月 1 日現在にて給与の支払を受けなくなった者について報告してください。

なお、すでに異動届があった者は、必要ありません。

※ (給与支払報告
特別徴収) にかかる給与所得者異動届出書 用紙が不足の場合は那珂川町

税務課まで連絡してください。

電話 0287-92-1120

「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

※印の欄は、記載しないでください。

※ 年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----------	--------	--------	--------

令和 年 月 日 那珂川町長様			給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号		宛 名 番 号			
				フリガナ											担 連 当 絡 者 先	所 属				
				氏名又は名称												氏 名				
				個 人 番 号 又は法人番号														←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	電 話	内線 ()
給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由				異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法							
	氏 名																			
	生 年 月 日	年 月 日																		
	個 人 番 号																			
	受給者番号																			
	1 月 1 日 現在の住所				円	円	円	年 月 日	1. 退 職 長 職 勤 欠 亡 期 散 他 2. 転 休 死 支 払 少 額 不 定 3. 休 死 支 払 少 額 不 定 4. 死 支 払 少 額 不 定 5. 支 払 少 額 不 定 6. 合 併 の 7. そ の （ 事由・理由 ）	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)										
異 動 後 の 住 所																				

1. 特別徴収継続の場合														新しい勤務先へは、月割額_____円を			
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号		新規	法人番号												月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所 在 地	〒			担当者連絡先	所 属									受給者番号		
	フ リ ガ ナ					氏 名											
	氏名又は名称					電 話	内線（ ）										

2. 一括徴収の場合			左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
理由	☐ 右から番号を記入 1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 月 日	

理 由	右から 番号を 記入 3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄

町民税・県民税特別徴収申請書

令和 年 月 日 那珂川町長様			給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒			指定番号	新規・既存				
				フリガナ				担当者	係				
				名 称 (代表者)	氏名								
						電話							
給 与 所 得 者	フリガナ		生 年 月 日	普通徴収納税通知書番号									
	氏 名		S H 年 月 日	普通徴収の 納 付 状 況	年税額のうち本人が 第 期分まで納付済です。		異 動 理 由						
	1月1日現在の住所			特 別 徴 収 開 始 年 月	令和 年 月 分 (年 月 日納入分) から特別徴収します。		1. 入社したため 〔 年 月 日〕 2. 本人より希望のため 3. その他 〔 〕						
	現 住 所												
町 処 理 欄			注 意 事 項							特別徴収納入書の要否			
特別徴収税額		円								・ 普通徴収の納期限が過ぎている分につきましては、特別徴収に変更することはできません。二重納付防止のため、納税者宛に送付された普通徴収の納期未到来の納付書を同封してください。 ・ 口座振替を利用している方につきましては、納期限の10日前を過ぎますと変更ができなくなります。 ・ この申請書を月末までに提出いただいた場合、通知書等の発送は翌月の中旬ごろになります。		1. 町作成の納入書の送付を希望	
月分		円										2. 私製の納入書を使用、または銀行サービス利用のため不要	
月分以降		円											

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

※ 処 理 事 項	入 力			法 人	固 定
	／				

※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

令和 年 月 日 那 珂 川 町 長 様	給与支払者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号				
		名 称											担 当 者	係			
		法人番号												氏 名			
														電 話	()	—	

◎変更部分のみご記入ください。

変更年月日	令和 年 月 日
-------	-------------------------

	変	更	前	変	更	後
フリガナ						
所 在 地	〒			〒		
フリガナ						
名 称						
電 話	() —			() —		
備 考						

◎お願い 所在地・名称には、誤読を避けるために必ずフリガナを振ってください。

変更理由 該当するものに○を付けてください。

1. 所在地移転
2. 名称変更
3. 送付先変更
4. 合併
 会社名：_____ (指定番号：_____) と合併。
5. 特別徴収事務の統合
6. その他

通知書の送付先を上記以外の営業所、会計事務所に指定される場合

送 付 先 指 定	フリガナ					
	所 在 地	〒				
	フリガナ					
	名 称					
	電 話	() —				

乙欄適用又は退職年月日の記入があれば、符号の記入は不要です。
退職予定者は、退職予定日を摘要欄に記入してください。